

唐津市立厳木中学校いじめ防止対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号）第22条に基づき唐津市立厳木中学校に、いじめ防止対策委員会（以下委員会という。）を置くこととし、設置に必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 委員会は、以下の事項について協議を行い、いじめ防止等について必要な措置を講じる。

- (1) いじめ防止対策等に関すること
- (2) いじめの解消や再発防止等に関すること

(委員会の構成及び委嘱)

第3条 委員は、教職員の他、心理、福祉等に関連する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成する。本校の教職員以外の委員は、学校長が委嘱する。

(専門家よりの意見の聴取)

第4条 いじめの内容等により、委員会において必要があると認められる場合は、教育委員会と協議の上、必要に応じて、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、指導主事、警察関係者等の意見を求めることができる。

(教職員以外の委員の任期)

第5条 教職員以外の委員の任期は、任命または委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 教職員以外の委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。その場合、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員長は、教職員以外の委員の中から互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、いじめ防止対策委員会を代表し、会務を総理する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密事項に関し、これを

漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(会議)

愛 8 条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議は、その内容に鑑み非公開とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は唐津市立厳木中学校に置く。

(補則)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、いじめ防止対策委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。